

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥85,000
発行日	2015/7/30
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2025/12/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定から変動
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥150,000
発行日	2017/1/25
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2026/12/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定から変動
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
----------------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥150,000
発行日	2017/12/19
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2027/12/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定から変動
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥500,000
発行日	2018/3/14
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2028/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定から変動
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
----------------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥85,000
発行日	2019/6/21
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2029/12/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定から変動
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥100,000
発行日	2020/9/9
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2030/12/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
----------------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥80,000
発行日	2022/1/27
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2032/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥66,000
発行日	2022/12/12
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2028/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であると完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
----------------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥41,000
発行日	2022/12/12
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2032/12/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥10,000
発行日	2023/3/17
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2032/12/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥89,000
発行日	2023/4/25
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2028/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥51,000
発行日	2023/4/25
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2033/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
----------------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥10,000
発行日	2023/6/30
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2033/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥114,500
発行日	2023/9/15
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2028/12/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥96,500
発行日	2023/9/15
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2033/12/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥125,000
発行日	2024/1/26
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2029/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
----------------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥63,000
発行日	2024/1/26
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2034/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	\$1,000
発行日	2024/3/5
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2034/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥80,000
発行日	2024/6/7
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2029/12/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥38,300
発行日	2024/6/7
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2031/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥44,300
発行日	2024/6/7
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2034/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
----------------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥13,000
発行日	2024/6/7
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2036/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥14,400
発行日	2024/6/7
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2039/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥13,000
発行日	2024/7/31
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2033/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥10,000
発行日	2024/7/31
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2035/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥10,000
発行日	2024/7/31
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2039/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	\$1,250
発行日	2025/2/25
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2035/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥180,000
発行日	2025/6/5
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2030/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
----------------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥60,000
発行日	2025/6/5
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2035/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i) 当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii) 当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii) 当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii) 当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。

劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づく債権および本契約と実質的に同一の条件を付された債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された債権を除くすべての債権をいう。
---------	--

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥10,000
発行日	2015/3/19
償還期限の有無	有
その日付	2030/3/19
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権（民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥33,000
発行日	2015/5/29
償還期限の有無	有
その日付	2030/5/29
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権（民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥81,000
発行日	2015/9/28
償還期限の有無	有
その日付	2025/10/15
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権（民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥10,000
発行日	2016/2/18
償還期限の有無	有
その日付	2031/2/18
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権（民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥10,000
発行日	2016/6/3
償還期限の有無	有
その日付	2026/6/3
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権（民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥65,000
発行日	2016/6/13
償還期限の有無	有
その日付	2026/6/15
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権（民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥41,000
発行日	2016/9/12
償還期限の有無	有
その日付	2026/9/15
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権（民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥100,000
発行日	2018/3/16
償還期限の有無	有
その日付	2028/3/16
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権（民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	\$244
発行日	2019/9/17
償還期限の有無	有
その日付	2029/9/17
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権（民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	\$629
発行日	2020/9/23
償還期限の有無	有
その日付	2030/9/23
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権（民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	\$850
発行日	2021/9/17
償還期限の有無	有
その日付	2041/9/17
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権（民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥64,000
発行日	2023/3/16
償還期限の有無	有
その日付	2033/3/16
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2028/3/16
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権（民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥36,000
発行日	2023/3/16
償還期限の有無	有
その日付	2033/3/16
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権（民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	\$1,000
発行日	2023/7/13
償還期限の有無	有
その日付	2043/7/13
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権（民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥85,000
発行日	2023/10/30
償還期限の有無	有
その日付	2033/10/30
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2028/10/30
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権（民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥45,000
発行日	2023/10/30
償還期限の有無	有
その日付	2033/10/30
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権（民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	\$1,000
発行日	2024/7/9
償還期限の有無	有
その日付	2044/7/9
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権（民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥58,000
発行日	2024/7/30
償還期限の有無	有
その日付	2034/7/30
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2029/7/30
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権（民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額（単位:百万通貨単位）	¥42,000
発行日	2024/7/30
償還期限の有無	有
その日付	2034/7/30
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。）がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権（民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権をいう。